

認定校の科目単位の履修認定と資格について

〔1〕認定校学生の受験資格の原則

- ・認定校が日本食品安全協会に申請し、認定されたすべての科目について、受験当日までには履修を修了させること（単位の認定は未でも良い）

・例外措置

ただし、当面、認定校の事情により、その事実を申請し日本食品安全協会が特に認めた場合には、認定された履修科目の中で最大2科目まで未履修を認め、受験を許可することができる。

◆履修の修了と受験時期

- 1) 3年前期で履修がすべて修了者・・・ 3年次11月以降受験可
 - 2) 3年後期で履修がすべて修了者・・・ 4年次5月以降受験可
 - 3) 4年前期で履修がすべて修了者・・・ 4年次11月以降受験可
- ただし、上記の例外措置で2科目までの未履修者も含む

〔2〕認定証と資格登録の扱い

- ・5月または11月の認定試験に合格すると**合格証書**を発送する。
- ・合格証書受領後、健康食品管理士の登録と管理士会への入会手続きを行う。
- ・健康食品管理士の取得者として名乗ることができるのは、登録、入会手続きを終了した時点に発生する。本資格の合格を履歴書等へ記載のときも同様の扱いとする。
健康食品管理士には会報の送付を行ない、ホームページの使用、研修会等の参加資格を与える。

〔3〕認定証の送付について

- ・4年制にあっては、卒業後に健康食品管理士資格認定証を送付する。
※ 卒業後すみやかに卒業証明書のコピーを協会に送付すること。
- ・3年制にあっては、国家試験合格後に健康食品管理士資格認定証を送付する。
※ 国家試験合格証のコピーを同送の上、健康食品管理士の登録と管理士会への入会手続きを行うこと。

〔4〕卒業延期あるいは国家試験不合格者の扱いについて

- ・4年制の卒業延期者にあっては、卒業後に健康食品管理士資格認定証を送付する。
※ 卒業後すみやかに卒業証明書のコピーを協会に送付すること。
- ・3年制にあっては、国家試験に合格できない場合には認定証は送付しない。
ただし、すでに納入した登録料は返還する。
- ・3年制にあっては、国家試験に合格すれば合格証のコピーと共に申請ができる。

お願い：認定証発行に3ヶ月程かかるので、住所変更が有ればすみやかに協会へ連絡してください。管理士会登録後も住所変更がされていなくて、会報を多数再発送しています。会員の大事な年会費が使われていますので、住所変更は必ず行ってください。

〔5〕履歴書の管理士資格取得記載について

- ① 4年制大学3年生、4年生の学生で、認定試験に合格し近々登録予定である場合の記載について
「認定試験合格、資格取得見込」と記載
- ② 4年制大学3年生、4年生の学生で、認定試験に合格して登録を済ませた場合の記載について
「資格取得」と記載
- ③ 短大、専門学校生で認定試験に合格し近々登録予定である場合の記載について
「認定試験合格、資格取得見込」と記載
- ④ 短大、専門学校生で認定試験に合格して登録を済ませた場合の記載について
「資格取得」と記載
注：短大、専門学校の学生の場合は資格取得には卒業が必須です（〔2〕認定証と資格登録の扱いを参照）。

附則

1. この規定は平成21年4月1日から施行する。
2. この規定は平成24年6月16日一部改正する。
3. この規定は平成25年7月1日一部改正する。
4. この規定は平成26年6月30日一部改正する。

Q&A

1. Q：認定校卒業生の受験資格は何年間有効ですか。
A：期限なく受験資格はあります。
2. Q：合格証は資格登録するのに何年間有効ですか。
A：合格后6カ月以内に登録申請するようにお願いしています。
6カ月以降に登録申請する場合には資格登録申請書をご送付頂き、未納年会費全納及び資格登録料（20000円）を支払って頂きます。その後会誌をご送付いたします。当協会は会誌を通して専門の先生方の情報や知識を会員に取得して頂いていますので、ご送付しました会誌を読んで頂いているかの確認の為に更新試験（会誌内容確認の試験）を受験して頂きます。この更新試験が終了しますと資格登録終了し、健康食品管理士として活動できるようになります。
3. Q：正規認定証を得るにはどうしたらよいですか。
A：4年制大学の場合には卒業後すみやかに卒業を証明できるもののコピーを事務局にご送付下さい。短期大学及び専門学校の場合には国家資格試験合格を証明できるもの又は資格取得が証明できるもののコピーを事務局にご送付下さい。それらと引き換えで正規認定書発行の準備をします。
4. Q：6年制薬学部5年で認定試験ご合格した場合にはどのような扱いになりますか。
A：既卒者と同等扱いで、認定試験合格者には正規認定書を発行します。